

所管部課	総務部防災安全課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市地域防災計画策定本部要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 目的 東大和市地域防災計画の策定を円滑に進めるため、東大和市地域防災計画策定本部を設置する。					
(2) 所掌事務 本部は、①地域防災計画の策定に関する事、②その他市長が必要と認める事項を所掌する。					
(3) 組織 ア 市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長及び参事（総務部参事を除く。）で組織する。 イ 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。 ウ 本部長は、本部の下に部会を設置することができる。					
(4) 施行日 令和5年11月30日					
(5) 影響及び効果					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。

東大和市地域防災計画策定本部要綱

(設置)

第1条 東大和市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の策定を円滑に進めるため、東大和市地域防災計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域防災計画の策定に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

(1) 本部長は、市長をもって充てる。

(2) 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(3) 本部員は、部長、議会事務局長及び参事（総務部参事を除く。）をもって充てる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の下に部会を設置することができる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前項の場合において、副本部長が本部長の職務を代理するときは、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序による。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務を処理するに当たり、通常の行政組織における職務権限に基づいて所属職員を指揮監督する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて実施し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。